

官報號外 昭和九年三月四日 三八三頁 三八六頁ヨリノ抜萃

第六十五回 帝國議會衆議院護事速記錄 第十八號

昭和九年三月三日（土曜日）

午後一時二十二分開議

「國務大臣松本蒸治君登壇」

國務大臣松本蒸治君石油業法案提案ノ理由ヲ申上ゲマス、産業上並ニ國防上ノ重要資料タル石油ノ供給確保ニ付キマシテハ、政府ニ於テハ既ニ諸般ノ施設ヲ行ツテ參リマシタガ、現ニ來年度ニ於キマシテモ合計百八十餘万圓ノ豫算ヲ計上シマシテ、各方面ニ亘ツテ液體燃料ノ補給施設ヲ進ムルコトニ致シテ居リマス。想フニ我國ノ執ルベキ石油政策ト致シマシテハ内地石油資源ノ狀況等ヨリ推シマシテ内外石油資源ノ確保開發代用燃料工業ノ振興等ニ今後益々意ヲ用フルノ要アルコトハ申ス迄モアリマセヌガ一方ニ於キマシテ本邦製油業ノ現情、並ニ石油製品自給ノ趨勢等カラ考ヘマシテ是等ノ施設ト合セテ製油業ノ確立及ビ石油供給ノ確保

ニ向ツテ進ムコトガ極メテ緊要アルト認メラレルノテアリ  
マス本邦ニ於ケル製油業ハ近年逐次發達ノ途ヲ辿ツテ參リマシ  
タガ、現在尙ホ石油消費ノ主要部分ヲ占メル揮發油ト重油ニ付  
キマシテハ國內需要ノ過半ヲ外國ニ仰グノ實情ニアルノテアリ  
マス。仍テ我ガ製油業ノ確立ヲ圖リ、各種製品ニ付テ自給ノ域  
ニ達セゼムル爲ニハ、一面ニ於テ輸入ニ對シ適當ナル調整ヲ爲  
スノ必要ガアルト共ニ反面ニ於テ國內ノ製油業統制ヲ確保スル  
施設ヲ講ズルノ要ガアルト考ヘマス、即テ石油ノ輸入業及ビ石  
油精製業ヲ政府ノ許可事業トシマシテ、兩々相俟ツテ本邦石油  
ノ統制アル發達ヲ期セントスル次第アリマス。